

○中央区難病患者福祉手当条例

昭和五十一年三月三十一日

条例第十九号

改正 昭和五二年四月一日条例第八号

昭和五三年四月一日条例第一九号

昭和五四年四月一日条例第一四号

昭和五五年四月一日条例第一一号

昭和五六年四月一日条例第一〇号

昭和五七年四月一日条例第二〇号

昭和五八年三月二二日条例第五号

昭和五九年四月一日条例第六号

昭和六〇年四月一日条例第一三号

昭和六一年四月一日条例第一一号

昭和六二年三月二〇日条例第一一号

昭和六二年一〇月一日条例第三三号

昭和六三年一〇月一日条例第四四号

平成元年一〇月一日条例第二八号

平成元年一二月五日条例第三二号

平成二年一〇月一日条例第二〇号

平成三年三月一六日条例第一三号

平成三年一〇月一日条例第三二号

平成四年三月三十一日条例第一〇号

平成四年三月三十一日条例第一二号

平成四年一〇月一日条例第三七号

平成五年三月三十一日条例第七号

平成五年九月三〇日条例第二八号

平成六年三月三十一日条例第九号

平成六年九月三〇日条例第三五号

平成七年三月二二日条例第七号

平成七年十一月三〇日条例第三四号

平成八年三月二九日条例第六号

平成八年一二月一日条例第三二号  
平成九年三月三十一日条例第八号  
平成一〇年三月三十一日条例第二三号  
平成一〇年六月一九日条例第三五号  
平成一〇年十一月三〇日条例第四五号  
平成一一年三月二三日条例第八号  
平成一一年六月三〇日条例第一九号  
平成一二年六月三〇日条例第三四号  
平成一三年一〇月一八日条例第三一号  
平成一四年六月二八日条例第二三号  
平成一五年三月二〇日条例第八号  
平成一五年一〇月一七日条例第二二号  
平成一六年十一月三〇日条例第二八号  
平成一七年一〇月一四日条例第三九号  
平成二一年一二月四日条例第二三号  
平成二七年三月二〇日条例第九号  
平成二七年一〇月一九日条例第四〇号  
平成二八年三月三十一日条例第一九号  
平成二九年六月二二日条例第一九号  
平成三〇年三月三〇日条例第一一号

#### 中央区難病患者福祉手当条例

##### (目的)

第一条 この条例は、難病患者に対し、難病患者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

##### (用語の定義)

第二条 この条例において「難病患者」とは、別表に定める疾病を有すると認められる者をいう。

2 この条例において「扶養義務者」とは、二十歳未満の難病患者を扶養する（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。）者をいう。

（一部改正〔平成一二年条例三四号〕）

##### (支給要件)

第三条 手当は、難病患者であつて、中央区の区域内に住所を有するものに支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

一 中央区心身障害者福祉手当条例（昭和四十七年三月中央区条例第五号）に基づく心身障害者福祉手当の支給を受けているとき。

二 中央区おとしより介護応援手当条例（平成十五年三月中央区条例第八号）に基づくおとしより介護応援手当の支給を受けているとき。

三 その者の中央区児童育成手当条例（昭和四十六年十月中央区条例第二十二号）に定める保護者が、その者に係る同条例に基づく障害手当の支給を受けているとき。

四 区規則で定める施設に入所しているとき。

五 難病患者又は扶養義務者の前年の所得（一月から七月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて区規則で定める額を超えるととき。

3 前項第五号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、区規則で定める。

（一部改正〔昭和五三年条例一九号・平成四年一二号・一二年三四号・一五年八号〕）

（手当の額）

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき一万五千五百円とする。

（一部改正〔昭和五二年条例八号・五三年一九号・五四年一四号・五五年一一号・五六年一〇号・五七年二〇号・五八年五号・五九年六号・六〇年一三号・六一年一一号・六二年一一号・六三年四四号・平成元年二八号・二年二〇号・三年一三号・四年一〇号・五年七号・六年九号・七年七号・八年六号〕）

（受給資格の認定）

第五条 手当の支給要件に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

（支給期間）

第六条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月（次条第二号において「支給事由消滅月」という。）まで支給する。

（一部改正〔昭和五六年条例一〇号〕）

（支給期間の特例）

第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する場合においては、当該各号に定める月をもつて手当支給の始期又は終期とする。

一 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき 当該事由が生じた日の属する月

二 支給事由消滅月において、第三条第二項第一号に掲げる心身障害者福祉手当又は同項第二号に掲げるおとしより介護応援手当の支給を受けることとなつたとき 当該支給事由消滅月の前月

(全部改正〔昭和五六年条例一〇号〕、一部改正〔平成四年条例一二号・一五年八号〕)

(支払期月)

第八条 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔昭和五三年条例一九号〕)

(受給資格の消滅)

第九条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 第三条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。

2 偽りその他不正の手段により受給資格を取得した者があるときは、区長は、その者に係る認定を取り消すことができる。

(手当の返還)

第十条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第十一条 受給者は、区規則で定める事由が生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(状況調査)

第十二条 区長は、必要があると認めたときは、受給者又は同居の親族に対し報告を求め、又は受給資格等について調査を行うことができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十一年七月三十一日までに認定の申請をした者については、昭和五十一年四月一日に第三条の規定に認定していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五二年四月一日条例第八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日以後の月分から適用する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第十七号、第十八号及び第十九号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和五十二年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和五十二年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五三年四月一日条例第十九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第四条の規定は、昭和五十三年四月一日以後の月分から適用し、同日前の月分については、なお、従前の例による。
- 3 新条例別表第二十号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和五十三年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和五十三年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五四年四月一日条例第一四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月分の手当から適用する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第二十一号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和五十四年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和五十四年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五五年四月一日条例第一一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月分の手当から適用する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第二十二号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和五十五年七月三十一日まで

に認定を申請したものについては、昭和五十五年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五十六年四月一日条例第一〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月分の手当から適用する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第二十三号から第三十二号までに定める疾病を有すると認められる者で、昭和五十六年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和五十六年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五十七年四月一日条例第二〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十七年四月分の手当から適用する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第三十三号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和五十七年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和五十七年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五十八年三月二二日条例第五号）

- 1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十八年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五十九年四月一日条例第六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十九年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。
- 3 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第三十四号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和五十九年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和五十九年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和六〇年四月一日条例第一三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

- 3 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第三十五号及び第三十六号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和六十年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和六十年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和六一年四月一日条例第一一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十一年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。
- 3 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第三十七号及び第三十八号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和六十一年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和六十一年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和六二年三月二〇日条例第一一号）

- 1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 昭和六十二年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。
- 3 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表第三十九号及び第四十号に定める疾病を有すると認められる者で、昭和六十二年七月三十一日までに認定を申請したものについては、昭和六十二年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和六二年一〇月一日条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一〇月一日条例第四四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十三年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年一〇月一日条例第二八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成元年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年一二月五日条例第三二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第二十五号の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則（平成二年一〇月一日条例第二〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 平成二年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成三年三月一六日条例第一三号）

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。  
2 平成三年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成三年一〇月一日条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月三一日条例第一〇号）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。  
2 平成四年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成四年三月三一日条例第一二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年一〇月一日条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月三一日条例第七号）

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。  
2 平成五年三月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成五年九月三〇日条例第二八号）

この条例は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三一日条例第九号）

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。  
2 平成六年三月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。  
3 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第五十四号の規定は、平成六年一月一日から適用する。

附 則（平成六年九月三〇日条例第三五号）

この条例は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二二日条例第七号）

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成七年三月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第五十六号の規定は、平成七年一月一日から適用する。

附 則（平成七年十一月三〇日条例第三四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第五十七号の規定は、平成七年十月一日から適用する。

附 則（平成八年三月二九日条例第六号）

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成八年三月以前の月分の難病患者福祉手当の額については、なお、従前の例による。
- 3 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第五十八号の規定は、平成八年一月一日から適用する。

附 則（平成八年一二月一日条例第三二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第二十五号の規定は、平成八年七月一日から適用する。

附 則（平成九年三月三十一日条例第八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第五十九号の規定は、平成九年一月一日から適用する。

附 則（平成一〇年三月三十一日条例第二三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第六十号及び第六十一号の規定は、平成十年一月一日から適用する。

附 則（平成一〇年六月一九日条例第三五号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第六十二号及び第六

十三号の規定は、平成十年五月一日から適用する。

附 則（平成一〇年十一月三〇日条例第四五号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第六十四号から第六十七号までの規定は、平成十年十月一日から適用する。

附 則（平成一一年三月二三日条例第八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第六十八号から第七十号までの規定は、平成十年十二月一日から適用する。

附 則（平成一一年六月三〇日条例第一九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例別表第七十一号の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年六月三〇日条例第三四号）

- 1 この条例は、平成十二年八月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成十二年七月以前の月分の難病患者福祉手当に係る支給の制限については、なお、従前の例による。
- 3 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例別表第七十二号の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成一三年一〇月一八日条例第三一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例別表第三十号の規定は、平成十三年五月一日から適用する。

附 則（平成一四年六月二八日条例第二三号）

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十四年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の中央区難病患者福祉手当条例別表第五十七号の規定は、平成十四年六月一日から適用する。
- 3 平成十四年九月三十日に第二条の規定による改正前の中央区難病患者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）別表に掲げる疾病のうち慢性肝炎又は肝硬変・へパトームのり患

により難病患者福祉手当（以下「手当」という。）の支給を受けていた者（以下「認定患者」という。）については、当該疾病に係る手当に関する限りにおいて、平成十四年十月一日から平成十五年三月三十一日（この条例の施行の際に市町村民税非課税世帯（認定患者及び認定患者と同一の世帯に属する者（認定患者の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）が認定患者と同一の世帯に属さない場合には、当該扶養義務者を含む。）全員が認定患者に係る手当の支給期間の末日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（特別区又は市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である世帯をいう。）に属する者（以下「非課税世帯患者」という。）については、平成十七年九月三十日（非課税世帯患者の属する世帯が市町村民税非課税世帯でなくなったときはその日））又は旧条例第九条の規定により受給資格が消滅した日のいずれか早い日までの間は、旧条例の規定は、なお、その効力を有する。

附 則（平成一五年三月二〇日条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一七日条例第二二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例別表第十号、第二十号、第三十四号及び第七十三号の規定は、平成十五年十月一日から適用する。

附 則（平成一六年一月三〇日条例第二八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例別表第七十四号の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則（平成一七年一〇月一四日条例第三九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例別表第七十五号の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附 則（平成二一年一二月四日条例第二三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例別表第四十九号、第五十六号、第

六十六号、第七十三号及び第七十六号から第八十二号までの規定は、平成二十一年十月一日から適用する。

附 則（平成二七年三月二〇日条例第九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成二十七年一月一日から適用する。
- 3 新条例別表に定める疾病（この条例による改正前の中央区難病患者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）別表に定める疾病を除く。）を有すると認められる者で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十七年七月三十一日までに新条例第五条の認定を申請したものについては、同年一月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧条例第五条の認定を受けている者は、新条例第五条の認定を受けている者とみなす。
- 5 施行日前において、旧条例別表第六十九号又は第七十四号に定める疾病を有すると認められる者に係る難病患者福祉手当の支給については、新条例別表の規定にかかわらず、施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間（新条例別表第七十八号又は第八十三号に定める疾病を有すると認められるまでの間に限る。）、なお、従前の例による。
- 6 施行日前において、旧条例別表第八十号に定める疾病を有すると認められる者に係る難病患者福祉手当の支給については、新条例別表の規定にかかわらず、当分の間、なお、従前の例による。

附 則（平成二七年一〇月一九日条例第四〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成二十七年七月一日から適用する。
- 3 新条例別表に定める疾病（この条例による改正前の中央区難病患者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）別表に定める疾病を除く。）を有すると認められる者で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十八年三月三十一日までに新条例第五条の認定を申請したものについては、平成二十七年七月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例第五条の認定を受けている者は、新条例第五条の認定を受けている者とみなす。

5 施行日前において、旧条例別表第三十四号、第四十六号、第五十八号又は第六十九号に定める疾病を有すると認められる者に係る難病患者福祉手当の支給については、新条例別表の規定にかかわらず、施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間（新条例別表第三十三号から第三十六号まで、第四十七号、第四十八号、第五十九号又は第七十号から第七十二号までに定める疾病を有すると認められるまでの間に限る。）、なお、従前の例による。

附 則（平成二八年三月三十一日条例第一九号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成二十八年一月一日から適用する。

3 新条例別表に定める疾病（この条例による改正前の中央区難病患者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）別表に定める疾病を除く。）を有すると認められる者で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十八年七月三十一日までに新条例第五条の認定を申請したものについては、同年一月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例第五条の認定を受けている者は、新条例第五条の認定を受けている者とみなす。

5 施行日前において、旧条例別表第三十九号、第四十八号又は第七十一号に定める疾病を有すると認められる者に係る難病患者福祉手当の支給については、新条例別表の規定にかかわらず、施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間（新条例別表第三十九号、第七十号、第百三十五号、第百七十七号、第百七十八号又は第二百九十七号に定める疾病を有すると認められるまでの間に限る。）、なお、従前の例による。

附 則（平成二九年六月二二日条例第一九号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

3 新条例別表第三百二十二号から第三百四十五号までに定める疾病を有すると認められる者で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十九年十月三十一日

までに新条例第五条の認定を申請したものについては、同年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

4 この条例の施行の際、この条例による改正前の中央区難病患者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）第五条の認定を受けている者は、新条例第五条の認定を受けている者とみなす。

5 施行日前において、旧条例別表第三十四号、第四十九号又は第三百四号に定める疾病を有すると認められる者に係る難病患者福祉手当の支給については、新条例別表の規定にかかわらず、施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間（新条例別表第三十四号、第四十八号又は第三百三号に定める疾病を有すると認められるまでの間に限る。）、なお、従前の例による。

附 則（平成三〇年三月三〇日条例第一一号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の中央区難病患者福祉手当条例第五条の認定を受けている者は、この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例第五条の認定を受けている者とみなす。

別表（第二条関係）

（全部改正〔平成二七年条例九号〕、一部改正〔平成二七年条例四〇号・二八年一九号・二九年一九号・三〇年一一号〕）

- 一 スモン
- 二 ベーチェット病
- 三 重症筋無力症
- 四 全身性エリテマトーデス
- 五 多発性硬化症／視神経脊髄炎
- 六 再生不良性貧血
- 七 筋萎縮性側索硬化症
- 八 サルコイドーシス
- 九 特発性血小板減少性紫斑病
- 十 全身性強皮症
- 十一 皮膚筋炎／多発性筋炎
- 十二 高安動脈炎

- 十三 結節性多発動脈炎
- 十四 顕微鏡的多発血管炎
- 十五 天疱瘡
- 十六 潰瘍性大腸炎
- 十七 バージャー病
- 十八 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
- 十九 クローン病
- 二十 劇症肝炎
- 二十一 悪性関節リウマチ
- 二十二 進行性核上性麻痺
- 二十三 大脳皮質基底核変性症
- 二十四 パーキンソン病
- 二十五 全身性アミロイドーシス
- 二十六 後縦靱帯骨化症
- 二十七 人工透析を必要とする腎不全
- 二十八 先天性血液凝固因子欠乏症等
- 二十九 もやもや病
- 三十 點頭てんかん
- 三十一 ライソゾーム病
- 三十二 悪性高血圧
- 三十三 IgA腎症
- 三十四 一次性ネフローゼ症候群
- 三十五 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
- 三十六 ハンチントン病
- 三十七 多発血管炎性肉芽腫症
- 三十八 母斑症（結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）
- 三十九 特発性拡張型心筋症
- 四十 多系統萎縮症
- 四十一 シェーグレン症候群
- 四十二 多発性嚢胞腎

- 四十三 表皮水疱症
- 四十四 特発性門脈圧亢進症
- 四十五 膿疱性乾癬（汎発型）
- 四十六 シュワルツ・ヤンペル症候群
- 四十七 広範脊柱管狭窄症
- 四十八 原発性胆汁性胆管炎
- 四十九 古典的特発性好酸球増多症候群
- 五十 強直性脊椎炎
- 五十一 重症急性膵炎
- 五十二 特発性大腿骨頭壊死症
- 五十三 びまん性汎細気管支炎
- 五十四 混合性結合組織病
- 五十五 ミトコンドリア病
- 五十六 原発性免疫不全症候群
- 五十七 シャルコー・マリー・トゥース病
- 五十八 特発性間質性肺炎
- 五十九 プリオン病
- 六十 プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
- 六十一 網膜色素変性症
- 六十二 遺伝性QT延長症候群
- 六十三 肺動脈性肺高血圧症
- 六十四 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
- 六十五 先天性ミオパチー
- 六十六 神経線維腫症
- 六十七 網膜脈絡膜萎縮症
- 六十八 遠位型ミオパチー
- 六十九 筋ジストロフィー
- 七十 ウィルソン病
- 七十一 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
- 七十二 原発性骨髄線維症
- 七十三 亜急性硬化性全脳炎

- 七十四 バッド・キアリ症候群
- 七十五 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
- 七十六 副腎白質ジストロフィー
- 七十七 脊髄性筋萎縮症
- 七十八 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- 七十九 原発性硬化性胆管炎
- 八十 肝内結石症
- 八十一 自己免疫性肝炎
- 八十二 肥大型心筋症
- 八十三 成人スチル病
- 八十四 脊髄空洞症
- 八十五 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
- 八十六 球脊髄性筋萎縮症
- 八十七 拘束型心筋症
- 八十八 リンパ脈管筋腫症
- 八十九 スティーヴンス・ジョンソン症候群
- 九十 中毒性表皮壊死症
- 九十一 黄色靱帯骨化症
- 九十二 下垂体性ADH分泌異常症
- 九十三 下垂体性TSH分泌亢進症
- 九十四 下垂体性PRL分泌亢進症
- 九十五 クッシング病
- 九十六 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
- 九十七 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
- 九十八 下垂体前葉機能低下症
- 九十九 原発性側索硬化症
- 百 神経有棘赤血球症
- 百一 先天性筋無力症候群
- 百二 封入体筋炎
- 百三 クロウ・深瀬症候群
- 百四 進行性多巣性白質脳症

- 百五 HTLV―1 関連脊髄症
- 百六 特発性基底核石灰化症
- 百七 ウルリッヒ病
- 百八 ベスレムミオパチー
- 百九 自己貪食空胞性ミオパチー
- 百十 巨細胞性動脈炎
- 百十一 原発性抗リン脂質抗体症候群
- 百十二 再発性多発軟骨炎
- 百十三 自己免疫性溶血性貧血
- 百十四 発作性夜間ヘモグロビン尿症
- 百十五 血栓性血小板減少性紫斑病
- 百十六 甲状腺ホルモン不応症
- 百十七 先天性副腎皮質酵素欠損症
- 百十八 先天性副腎低形成症
- 百十九 アジソン病
- 百二十 好酸球性消化管疾患
- 百二十一 慢性特発性偽性腸閉塞症
- 百二十二 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
- 百二十三 腸管神経節細胞僅少症
- 百二十四 ルビンシュタイン・テイビ症候群
- 百二十五 CFC症候群
- 百二十六 コステロ症候群
- 百二十七 チャージ症候群
- 百二十八 クリオピリン関連周期熱症候群
- 百二十九 全身型若年性特発性関節炎
- 百三十 TNF受容体関連周期性症候群
- 百三十一 非典型溶血性尿毒症症候群
- 百三十二 ブラウ症候群
- 百三十三 マリネスコ・シェーグレン症候群
- 百三十四 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
- 百三十五 遺伝性周期性四肢麻痺

- 百三十六 アトピー性脊髄炎
- 百三十七 脊髄髄膜瘤
- 百三十八 アイザックス症候群
- 百三十九 遺伝性ジストニア
- 百四十 神経フェリチン症
- 百四十一 脳表ヘモジデリン沈着症
- 百四十二 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
- 百四十三 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
- 百四十四 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
- 百四十五 ペリー症候群
- 百四十六 前頭側頭葉変性症
- 百四十七 ビッカースタッフ脳幹脳炎
- 百四十八 痙攣重積型（二相性）急性脳症
- 百四十九 先天性無痛無汗症
- 百五十 アレキサンダー病
- 百五十一 先天性核上性球麻痺
- 百五十二 メビウス症候群
- 百五十三 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
- 百五十四 アイカルディ症候群
- 百五十五 片側巨脳症
- 百五十六 限局性皮質異形成
- 百五十七 神経細胞移動異常症
- 百五十八 先天性大脳白質形成不全症
- 百五十九 ドラベ症候群
- 百六十 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
- 百六十一 ミオクロニー欠神てんかん
- 百六十二 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
- 百六十三 レノックス・ガストー症候群
- 百六十四 ウエスト症候群
- 百六十五 大田原症候群
- 百六十六 早期ミオクロニー脳症

百六十七 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん  
百六十八 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群  
百六十九 環状20番染色体症候群  
百七十 ラスムッセン脳炎  
百七十一 PCDH19関連症候群  
百七十二 難治頻回部分発作重積型急性脳炎  
百七十三 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症  
百七十四 ランドウ・クレフナー症候群  
百七十五 レット症候群  
百七十六 スタージ・ウェーバー症候群  
百七十七 結節性硬化症  
百七十八 色素性乾皮症  
百七十九 先天性魚鱗癬  
百八十 家族性良性慢性天疱瘡  
百八十一 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）  
百八十二 特発性後天性全身性無汗症  
百八十三 眼皮膚白皮症  
百八十四 肥厚性皮膚骨膜炎  
百八十五 弾性線維性仮性黄色腫  
百八十六 マルフアン症候群  
百八十七 エーラス・ダンロス症候群  
百八十八 メンケス病  
百八十九 オクシピタル・ホーン症候群  
百九十 低ホスファターゼ症  
百九十一 VATER症候群  
百九十二 那須・ハコラ病  
百九十三 ウィーバー症候群  
百九十四 コフィン・ローリー症候群  
百九十五 有馬症候群  
百九十六 モワット・ウィルソン症候群  
百九十七 ウィリアムズ症候群

百九十八 ATR—X症候群  
百九十九 クルーゾン症候群  
二百 アペール症候群  
二百一 ファイファー症候群  
二百二 アントレー・ビクスラー症候群  
二百三 コフィン・シリス症候群  
二百四 ロスムンド・トムソン症候群  
二百五 歌舞伎症候群  
二百六 多脾症候群  
二百七 無脾症候群  
二百八 鰓耳腎症候群  
二百九 ウェルナー症候群  
二百十 コケイン症候群  
二百十一 プラダー・ウィリ症候群  
二百十二 ソトス症候群  
二百十三 ヌーナン症候群  
二百十四 ヤング・シンプソン症候群  
二百十五 1p36欠失症候群  
二百十六 4p欠失症候群  
二百十七 5p欠失症候群  
二百十八 第14番染色体父親性ダイソミー症候群  
二百十九 アンジェルマン症候群  
二百二十 スミス・マギニス症候群  
二百二十一 22q11.2欠失症候群  
二百二十二 エマヌエル症候群  
二百二十三 脆弱X症候群関連疾患  
二百二十四 脆弱X症候群  
二百二十五 総動脈幹遺残症  
二百二十六 修正大血管転位症  
二百二十七 完全大血管転位症  
二百二十八 単心室症

- 二百二十九 左心低形成症候群
- 二百三十 三尖弁閉鎖症
- 二百三十一 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
- 二百三十二 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
- 二百三十三 ファロー四徴症
- 二百三十四 兩大血管右室起始症
- 二百三十五 エプスタイン病
- 二百三十六 アルポート症候群
- 二百三十七 ギャロウェイ・モワト症候群
- 二百三十八 急速進行性糸球体腎炎
- 二百三十九 抗糸球体基底膜腎炎
- 二百四十 紫斑病性腎炎
- 二百四十一 先天性腎性尿崩症
- 二百四十二 間質性膀胱炎（ハンナ型）
- 二百四十三 オスラー病
- 二百四十四 閉塞性細気管支炎
- 二百四十五 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
- 二百四十六 肺胞低換気症候群
- 二百四十七  $\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
- 二百四十八 カーニー複合
- 二百四十九 ウォルフラム症候群
- 二百五十 ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
- 二百五十一 副甲状腺機能低下症
- 二百五十二 偽性副甲状腺機能低下症
- 二百五十三 副腎皮質刺激ホルモン不応症
- 二百五十四 ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
- 二百五十五 ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
- 二百五十六 フェニルケトン尿症
- 二百五十七 高チロシン血症 1 型
- 二百五十八 高チロシン血症 2 型
- 二百五十九 高チロシン血症 3 型

二百六十 メープルシロップ尿症  
二百六十一 プロピオン酸血症  
二百六十二 メチルマロン酸血症  
二百六十三 イソ吉草酸血症  
二百六十四 グルコーストランスポーター 1 欠損症  
二百六十五 グルタル酸血症 1 型  
二百六十六 グルタル酸血症 2 型  
二百六十七 尿素サイクル異常症  
二百六十八 リジン尿性蛋白不耐症  
二百六十九 先天性葉酸吸収不全  
二百七十 ポルフィリン症  
二百七十一 複合カルボキシラーゼ欠損症  
二百七十二 筋型糖原病  
二百七十三 肝型糖原病  
二百七十四 ガラクトースー 1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症  
二百七十五 レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症  
二百七十六 シトステロール血症  
二百七十七 タンジール病  
二百七十八 原発性高カイロミクロン血症  
二百七十九 脳腱黄色腫症  
二百八十 無 $\beta$ リポタンパク血症  
二百八十一 脂肪萎縮症  
二百八十二 家族性地中海熱  
二百八十三 高IgD症候群  
二百八十四 中條・西村症候群  
二百八十五 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群  
二百八十六 慢性再発性多発性骨髓炎  
二百八十七 進行性骨化性線維異形成症  
二百八十八 肋骨異常を伴う先天性側弯症  
二百八十九 骨形成不全症  
二百九十 タナトフォリック骨異形成症

二百九十一 軟骨無形成症  
二百九十二 リンパ管腫症／ゴーハム病  
二百九十三 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）  
二百九十四 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）  
二百九十五 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）  
二百九十六 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群  
二百九十七 先天性赤血球形成異常性貧血  
二百九十八 後天性赤芽球癆  
二百九十九 ダイヤモンド・ブラックファン貧血  
三百 ファンコニ貧血  
三百一 遺伝性鉄芽球性貧血  
三百二 エプスタイン症候群  
三百三 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症  
三百四 クロンカイト・カナダ症候群  
三百五 非特異性多発性小腸潰瘍症  
三百六 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）  
三百七 総排泄腔外反症  
三百八 総排泄腔遺残  
三百九 先天性横隔膜ヘルニア  
三百十 乳幼児肝巨大血管腫  
三百十一 胆道閉鎖症  
三百十二 アラジール症候群  
三百十三 遺伝性膵炎  
三百十四 嚢胞性線維症  
三百十五 IgG4 関連疾患  
三百十六 黄斑ジストロフィー  
三百十七 レーベル遺伝性視神経症  
三百十八 アッシュャー症候群  
三百十九 若年発症型両側性感音難聴  
三百二十 遅発性内リンパ水腫  
三百二十一 好酸球性副鼻腔炎

- 三百二十二 カナバン病
- 三百二十三 進行性白質脳症
- 三百二十四 進行性ミオクローヌステんかん
- 三百二十五 先天異常症候群
- 三百二十六 先天性三尖弁狭窄症
- 三百二十七 先天性僧帽弁狭窄症
- 三百二十八 先天性肺静脈狭窄症
- 三百二十九 左肺動脈右肺動脈起始症
- 三百三十 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症
- 三百三十一 カルニチン回路異常症
- 三百三十二 三頭酵素欠損症
- 三百三十三 シトリン欠損症
- 三百三十四 セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
- 三百三十五 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
- 三百三十六 非ケトーシス型高グリシン血症
- 三百三十七  $\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症
- 三百三十八 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
- 三百三十九 メチルグルタコン酸尿症
- 三百四十 遺伝性自己炎症疾患
- 三百四十一 大理石骨病
- 三百四十二 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
- 三百四十三 前眼部形成異常
- 三百四十四 無虹彩症
- 三百四十五 先天性気管狭窄症